

運 営 規 程

社会福祉法人 久楽会

指定地域密着型介護老人福祉施設 白山ぬくもりホーム

地域密着型介護老人福祉施設 白山ぬくもりホーム 運営規程

第一章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人久楽会（以下「事業者」という。）が設置運営する指定地域密着型介護老人福祉施設 白山ぬくもりホーム（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態である高齢者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

5 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法（以下「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行なう施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 白山ぬくもりホーム
- 二 所在地 白山市八ツ矢町124番地1

第二章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）

管理者は、専ら施設の職務に従事する常勤の者で従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

二 医師 1名以上

入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

三 生活相談員 1名以上

入所者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

四 介護職員 9名以上（常勤換算）

入所者の日常生活の状況等の把握に努め、地域密着型施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護業務全般を行う。

五 看護職員 1名以上

常に入所者の健康状態を把握し、健康保持に努める。

六 管理栄養士 1名以上

地域密着型施設サービス計画及び栄養ケア計画に基づき入所者の健康状態を把握し、施設の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1名以上

地域密着型施設サービス計画に基づき入所者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための訓練を行う。

八 介護支援専門員 1名以上

入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるようにするための地域密着型施設サービス計画の作成を行う。

- 2 従業者は、法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護としての指定要件を満たす範囲内で、複数の職務を兼務することができるものとする。

第三章 入所者の定員

（入所者の定員）

第5条 施設の入所者の定員は29名とする。

（定員の遵守）

第6条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第四章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（社会生活上の便宜の提供等）

第7条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって

行うものとする。

- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第8条 施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
- 5 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 6 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 7 施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第9条 施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行うものとする。この

場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - 一 定期的に入所者に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。

（介 護）

- 第10条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきするものとする。
 - 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
 - 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えるものとする。

- 5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するため、別に「褥瘡発生予防に関する指針」を定める。
- 6 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 7 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食 事)

第11条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、次に掲げる時間に提供するものとする。

- | | | | |
|-------|--------|---|--------|
| 一 朝 食 | 7時30分 | ～ | 8時30分 |
| 二 昼 食 | 12時00分 | ～ | 13時00分 |
| 三 間 食 | 14時30分 | ～ | 15時00分 |
| 四 夕 食 | 18時00分 | ～ | 19時00分 |

- 2 施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第12条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第13条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第14条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第15条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第16条 施設は、正当な理由なく指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 17 条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第 18 条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に、法第 78 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 19 条 施設は、入所の際に、要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所申込者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の 30 日前までに行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所)

第 20 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

2 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めるものとする。

3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議するものとし、入所基準に関する事項は、別に「入居基準」を定める。

6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、

指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第21条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

2 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

(利用料等の受領)

第22条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける。

一 食事の提供に要する費用

入所者に提供する食事の材料費及び調理費相当額に係る費用で、1日当たり1,545円とする。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている入所者については、その認定証に記載された食費の金額とする。

二 居住に要する費用

入所者が施設及び設備を利用し又は居住するために提供する室料及び光熱水費相当額に係る費用で、1日当たり従来型個室は2,200円、多床室は1,000円とする。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている入所者については、その認定証に記載された居住費の金額とする。

三 特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

入所者の希望により、通常の食事に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、又は特別な調理により、施設によって提供する特別な食事に係る費用で、実費相当額とする。

四 理美容代

五 金銭出納管理サービス費

入所者の希望により、入所者の現金及び預貯金を施設が保管し、入所者の日常生活費用及び医療費等の支払、払戻等を施設が代行管理するに当たっての費用で、1月当たり330円とする。なお、その取り扱いについては別に「利用者預り金管理規程」を定める。

六 その他費用

前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係

る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。

- 4 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

第五章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第24条 入所者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するものとする。

- 一 入所者は、施設の従業者の指導による日課を励行し、施設の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
- 二 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- 三 入所者は、健康に留意するものとする。
- 四 入所者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 施設の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

第25条 施設は、入所者の特性及び当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「防災計画」という。）を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 施設は、防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 施設は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、居宅介護支援事業者、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。
- 4 施設は、第2項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 5 施設は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、防災計画の検証を行い、必要に応じて防災計画の見直しを行うものとする。
- 6 施設は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

第七章 その他運営に関する重要事項

(内容及び手続の説明及び同意)

第26条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(入所者に関する市への通知)

第27条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

- 第28条 施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。
- 2 施設は、当該施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
 - 3 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。その際、当該施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門

員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努める。

- 4 施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるに当たり、別に「ハラスメント防止に関する規程」を定める。

(業務継続計画の策定等)

第29条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第30条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めるものとし、別に「感染症・食中毒の予防及びまん延の防止に関する指針」を定める。

(協力病院等)

第31条 入院治療を必要とする入所者のために、次の協力医療機関を定める。

- 一 名 称 (1) 医療法人社団 押野新生会 押野医院
(2) 特定医療法人 扇翔会 南ヶ丘病院
- 二 住 所 (1) 野々市市押野6丁目160番地
(2) 野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

- 2 入所者のために、次の協力歯科医療機関を定める。

- 一 名 称 (1) かけむら歯科医院
(2) 医療法人 金沢皓歯会 金沢皓歯会歯科クリニック
- 二 住 所 (1) 白山市北安田町970番地1
(2) 金沢市野町4丁目6番1号

(掲 示)

第32条 施設は、当該施設の見やすい場所に、施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認め

られる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第 33 条 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておくものとする。

(広 告)

第 34 条 施設は、当該施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 35 条 施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 36 条 施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告する。

5 施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項 に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

7 苦情処理に関しては、別に「苦情解決の実施規程」を定める。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 37 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止）

第 38 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（会計の区分）

第 39 条 事業者は、施設の事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

（地域との連携等）

- 第 40 条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該施設が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。なお、運営推進会議に関しては、別に「運営推進会議規程」を定める。
- 2 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

- 3 施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 4 施設は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する入所者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第41条 施設は、施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するよう努める。

(記録の整備)

第42条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 一 地域密着型施設サービス計画
- 二 具体的なサービスの内容等の記録
- 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 入所者に関する市への通知に係る記録
- 五 苦情の内容等の記録
- 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 七 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録

(その他運営に関する重要事項)

第43条 施設は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- 一 年一回の採用時研修
- 二 年一回の中堅研修等
- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人 久楽会と施設の管理者との協議により決定する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. この改正規程は、平成27年9月1日から施行する。
3. この改正規程は、平成28年5月1日から施行する。
4. この改正規程は、平成29年10月1日から施行する。
5. この改正規程は、令和元年10月1日から施行する。
6. この改正規程は、令和3年10月1日から施行する。

7. この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。
8. この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。
9. この改正規程は、令和6年10月1日から施行する。
10. この改正規程は、令和8年8月1日から施行する。